

こども基本法に基づく「こども」の定義、「こども」の表記について

資料2

冊子
P8関連

こども基本法の施行について（通知）【抜粋】

令和5年4月1日 こども家庭庁長官 通知

こども基本法に関するQ & A

Q 2 「こども」の対象年齢はいくつまでか。

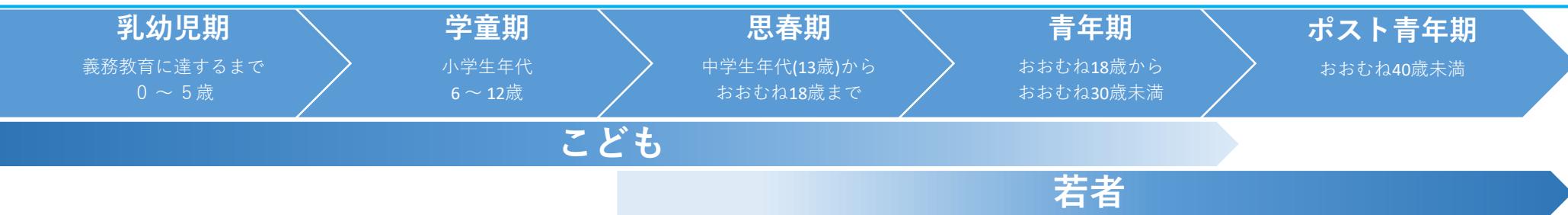
A 2 18歳や20歳といった年齢で必要な支援がとぎれないよう、心と身体の発達の過程にある人を「こども」としている。こどもや若者のみなさんのそれぞれの状況に応じて、社会で幸せに暮らしていくよう支えていく。

こども大綱における「こども」「若者」の定義

「こども」は、「乳幼児期」（義務教育年齢に達するまで）、「学童期」（小学生年代）、「思春期」（中学生年代からおおむね18歳まで）、「青年期」（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする。）とで分けて示す。なお、「若者」については、法令上の定義はないが、ここでは思春期及び青年期の者とし、「こども」と「若者」は重なり合う部分がある。

子供・若者育成支援推進大綱における若者の定義

若者は、思春期、青年期（おおむね18歳からおおむね30歳未満まで）の者。施策によっては、ポスト青年期の者（青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者）も対象とする。



「こども」表記の推奨について（依頼）【抜粋】

各府省庁あて 令和4年9月15日 内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室 事務連絡

「こども」表記の判断基準について

こども基本法（令和4年法律第77号）において、「こども」とは、「心身の発達の過程にある者」と定義している。

同法の基本理念として、全てのこどもについて、その健やかな成長が図られる権利が等しく保障されること等が定められており、その期間を一定の年齢で画することのないよう、「こども」表記をしている。これを踏まえ、下記の判断基準により、行政文書においても「こども」表記を活用していく。

記

(1) 特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いる。

(2) 特別な場合とは例えば以下の場合をいう。

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合 例：公職選挙法における「子供」、子ども・子育て支援法における「子ども」
- ② 固有名詞を用いる場合 例：既存の予算事業名や組織名
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合 例：子供期・現役期・高齢期のライフサイクル

(仮称)草津市こども計画の名称について(案)

「こども」の範囲について

こども大綱では、こどもは、概ね30歳未満※とされています。

※「施策によってはポスト青年期の者も対象とする。」との表記あり。

「若者」の範囲について

子供・若者育成支援推進大綱では、ポスト青年期について、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者とされています。

草津市のこども計画は、子ども・若者育成支援推進法に基づく、草津市子ども・若者計画を包含する計画であることや、一般的に、「こども」の表記だけでは、若者支援が含まれないと誤解が生じる恐れがあることから、「こども・若者」を計画名とするほうが望ましいと考えられます。

「草津市こども・若者計画」

◆他事例 滋賀県「淡海子ども・若者プラン」、大津市「子ども・若者支援計画」等

「こども」の表記について

内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室発出の令和4年9月15日付け事務連絡で「こども」表記の推奨について（依頼）と題して、各府省庁に通知し、今後の行政文書においても「こども」表記を活用していくとし、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いるとされています。

本市においても、国で示された表記方法を準用し、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。
また、特別な場合の判断についても、国と同様の取り扱いを行います。

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合 例：公職選挙法における「子供」、子ども・子育て支援法における「子ども」
- ② 固有名詞を用いる場合 例：既存の予算事業名や組織名
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合